選挙運動用ポスター作成契約書

　　　町　　　長

　湧水　　　　　選挙候補者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と

　　　町議会議員

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）とは，

選挙運動用ポスターの作成について次のとおり契約を締結する。

　（趣旨）

第１条　乙は，甲の指定する下記の選挙運動用ポスターを作成印刷し，甲はこれを買い受けるものとする。

　品　名　　公職選挙法第１４３条の規定による選挙運動用ポスター

　規　格　　　　　ｃｍ×　　　　㎝

　数　量　　　　　　　　　　　　枚

　（納入期限）

第２条　乙は，令和　　年　　月　　日までに，甲の指定する場所に前条の選挙運動用ポスターを納入するものとする。

　（契約金額）

第３条　この契約の契約料は，　　　　　　　　円（１枚当たりの単価　　　　　円）とする。

　なお，契約金額は，消費税を含んだ額とする。

　（請求及び支払）

第４条　この契約に基づく契約金額で湧水町議会議員及び湧水町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づく公費負担限度額以内の額については，選挙の期日後，乙は同条例の規定に基づき湧水町に対し請求するものとし，甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。ただし，甲の供託物が没収された場合には，契約料は甲が支払うものとする。なお，湧水町に請求する金額が契約金額に満たないときは，甲は，乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

　（定めのない事項等）

第５条　この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義を生じたときは，甲，乙協議して定めるものとする。

　この契約を証するため，本書２通を作成し，甲，乙記名押印の上，それぞれの１通を所持する。

　　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　甲

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙